

# 注目1 北本市犯罪被害者等支援条例を制定

## 犯罪被害に遭われた人が、再び平穏な生活を送ることができるよう支援します

犯罪被害に遭われた人やその遺族等に対する支援に取り組むため、「犯罪被害者等基本法」に基づき、市・市民等・事業者の責務や犯罪被害者の支援に関する基本事項などを定めた「北本市犯罪被害者等支援条例」を制定し、4月1日から施行しました。



### 支援の概要

#### ①相談体制の整備

犯罪被害者やその遺族等の皆さんが直面する様々な問題について相談に応じ、市役所で行う手続きや制度のご案内をするとともに、警察や民間支援団体等の関係機関と連携して支援を行います。

#### ②見舞金の支給

犯罪被害により亡くなられた犯罪被害者の遺族または、犯罪行為により一定以上の傷害を受けた犯罪被害者に対し、経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します（支給には一定の要件があり、申請が必要です）。

対象者……………令和6年4月1日以降に犯罪行為の被害を受けた人

遺族見舞金……………30万円

傷害見舞金……………10万円

要件等の詳細は市ホームページから▶



### 責務として定めること

#### 市の責務

- 関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するとともに、支援が円滑に実施されるよう関係機関等と連携し、協力すること

#### 市民等の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮すること
- 市および関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めること

#### 事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮すること
- 市および関係機関が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めること
- 犯罪被害者等が裁判や各種申請手続等に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労および勤務について、十分配慮するよう努めること

### 二次的被害とは

二次的被害とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいいます。

### 相談窓口・問合せ先

くらし安全課交通・防犯担当  
☎ 594-5522

詳細は市ホームページをご覧ください。



# 注目2 自転車用ヘルメット購入費を最大2,000円補助

くらし安全課交通・防犯担当 (☎ 594-5522)

北本市では、自転車用ヘルメット着用の普及促進を図るため、自転車用ヘルメット購入費の補助事業を実施します。県内の自転車事故で亡くなった人のうち、約6割の方が頭部に致命傷を負っています。交通事故から身を守るため、自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう。

**対象者** 申請日時時点で市内在住の人

**補助額** 購入金額（税込）の2分の1（上限2,000円）

## 補助対象となるヘルメット

令和6年4月1日以降に購入した、安全認証を受けた新品の自転車用ヘルメット ※対象者1人につき1個かぎり



対象となる安全認証（参考）



※ EN1078の表記があるもの



## 申請の流れ

### 1. 補助対象ヘルメットを購入する

### 2. 必要書類を揃えて申請する ※予算額（180万円）に達した時点で受付終了

- 北本市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書 市ホームページ・くらし安全課窓口で配布。 ※電子申請時は不要
- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）またはその写し
- ヘルメット購入時の領収書等またはその写し ※購入金額と購入日の記載があるもの
- ヘルメットが安全基準を満たしていることがわかるもの ※保証書や認証マークの写真等
- 振込先が確認できるものまたはその写し

**申請期間** 5月10日（金）～令和7年3月31日（月）※必着

■ 電子申請（下記QRコードから）

■ 郵送・窓口 〒364-8633 北本市役所くらし安全課交通・防犯担当あて

### 3. 補助金が交付される

電子申請、申請書ダウンロード、補助条件の詳細は市ホームページから

